



ご自宅の 地震対策は 大丈夫ですか？

市の補助金等を利用して
地震対策してみよう！！

茅ヶ崎市の耐震に関わる補助金のご案内

① 木造住宅耐震診断

木造住宅耐震診断費用は、

一律 **〔① 108,900円 (99,000円 + 消費税) 〕** です。



補助金利用条件

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を所有していること
- ・ 一戸建て住宅、長屋（住戸数2戸まで）
又は 兼用住宅（住宅部分1/2以上）
- ・ 市に登録された耐震診断士が行う耐震診断など

補助金額

〔② 73,000円

自己負担金額

〔① - ② = 35,900円

いつもいる場所を
守るために！！

世帯全員が「65歳以上の高齢者」かつ「市民税非課税」の場合

補助金額

〔③ 99,000円

自己負担金額

〔① - ③ = 9,900円

建替えや
解体のために！

分かることは？

- ・ 木造住宅の地震に対する安全性
- ・ 耐震補強の提案及び補強工事の概算の費用

※ ②～④の補助金を
利用するためには、
①の木造住宅耐震診断が
必要です。

①木造住宅耐震診断で「評点が1.0未満」（倒壊する可能性がある）
と診断された場合、②～④の補助金を受けられる可能性があるぞよ



② 木造住宅耐震補強

補助金利用条件

- ・ 「所有かつ居住していること」 または
「所有かつ所有者の配偶者または一親等の親族が居住していること」
など

補助金額

- ・ 補強に要した費用の $\frac{1}{2}$ 以内かつ上限 **50万円**

※ 65歳以上の高齢者世帯等は最大 **70万円**



③ 耐震シェルター等設置

補助金利用条件

- ・ 「所有かつ居住していること」 または
「所有かつ所有者の配偶者または一親等の親族が居住していること」
など

補助金額

- ・ 設置に要した費用の $\frac{1}{2}$ 以内かつ上限 **25万円**



耐震シェルター 一例



耐震ベッド 一例

④ 木造住宅除却補助

補助金利用条件

- ・ 工事業者が、「建設業法別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業」
または 「解体工事業に係る法律第3条第1項の許可を受けた者」で
あること など

補助金額

- ・ 1～3のうち最も低い額
- 1. 除却工事の見積額の $\frac{1}{2}$
- 2. 除却する住宅の延べ面積 (㎡) × 20,000円の $\frac{1}{2}$
- 3. 上限 **36万円**

※ 茅ヶ崎市耐震改修促進計画に記載された耐震診断義務・努力路線に

接する住宅は、上限 **45万円**

茅ヶ崎市の補助金・支援事業制度のご案内

⑤ 危険ブロック塀等撤去費

補助金利用条件

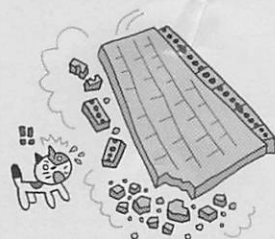
- ・ 建築基準法第42条に定義された道路に面するブロック塀等
- ・ 高さ0.8mを超えるブロック塀等を0.8m以下まで撤去するものなど

補助金額

- ・ 1～3のうち最も低い額
- 1. 撤去工事の見積額（消費税を除く）
- 2. 撤去する塀等の部分の見付面積×6,000円/m²
- 3. 上限 **20万円**

※ 世帯全員が「65歳以上の高齢者」かつ「市民税非課税」の場合は

上限 **30万円**



⑥ 家具転倒防止金具等取付支援

利用条件

1. 65歳以上の方が居住する世帯
2. 12歳以下の子どもが居住する世帯
3. 障がい者の方が居住する世帯



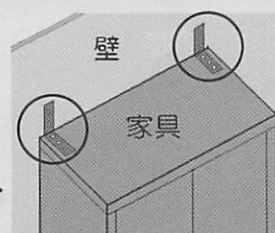
どれか
1つでも該当すれば
対象になります。

負担費用

- ・ 金具代等の実費をご負担いただきます。

※ L字金具を2個設置した場合は **1,000円** 程度。

※ 現場に応じて、特殊な取付け方法や下地が必要な場合は、別途費用の負担が発生します。



各種補助事業や支援事業の詳しい利用条件や
内容については問い合わせ先までご連絡ください。

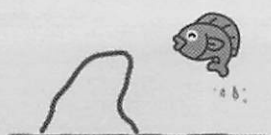
問い合わせ先

茅ヶ崎市 都市部 建築指導課 建築安全担当

TEL 0467-81-7185（直通）

FAX 0467-57-8377

e-mail kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp



たいの『あっぱ』君



茅ヶ崎市
広報しほり



詳細はこちら